

ホンダ車購入促進補助金の申請受付延長について
町では、本田技研工業株式会社埼玉製作所寄居工場で生産された自動車の新車（ホンダ車）を購入した町民の方を対象とする補助金の交付申請受付期間を3月31日まで延長します。なお、申請受付期間中であっても、予算額に達した時点で受付を終了します。

問い合わせ／企業説明会コタウン課

（☎ 581-2121内線201、210）へ。

国民健康保険税の課税に関する事務が 保険年金課から税務課へ変わります

次の業務の担当課が変更になります。なお、国民健康保険への加入・脱退、保険給付などの事務はこれまでどおり保険年金課で行います。

国民健康保険税の課税に関する事務		
業務	時期	担当課・問い合わせ
	3月31日まで	4月1日から
担当課・問い合わせ	保険年金課保険年金班 (☎ 581-2121内線113)へ。	税務課住民税班 (☎ 581-2121内線154~156)へ。

寄居町国民健康保険に加入する
70歳から74歳までの医療機関等の窓口で負担する割合は原則「2割」ですが、これまで凍結措置により「1割」に据え置かれてきました（現役並み所得者で「3割」の方を除きます）。しかし、この措置が終了し、本年4月以降に新たに70歳を迎える方から順次「2割」となります。これにより、次のとおりの取扱いとなります。
 ①昭和19年4月1日生まれ以前の方／「1割」※1
 ②昭和19年4月2日生まれ以後の方／「2割」※2
 誕生日の翌月（誕生日が1日の場合は当月）から対象となります。

現在、高齢受給者証の自己負担割合が「2割」（平成26年3月31日まで「1割」となっている方には、3月中に新しい高齢受給者証を発送する予定です。記載内容をご確認のうえ、医療機関等で受診の際は、被保険者証と一緒に窓口へ提示してください。問い合わせ／保険年金課（☎ 581-2121内線113～115）へ。

あなたの疑問に
お答えします！

質問1. 国民年金のメリットは何ですか？
70歳から74歳までの方が医療機関等の窓口で負担する割合は原則「2割」ですが、これまで凍結措置により「1割」に据え置かれてきました（現役並み所得者で「3割」の方を除きます）。しかし、この措置が終了し、本年4月以降に新たに70歳を迎える方から順次「2割」となります。これにより、次のとおりの取扱いとなります。
 ①昭和19年4月1日生まれ以前の方／「1割」※1
 ②昭和19年4月2日生まれ以後の方／「2割」※2
 誕生日の翌月（誕生日が1日の場合は当月）から対象となります。

現在、高齢受給者証の自己負担割合が「2割」（平成26年3月31日まで「1割」となっている方には、3月中に新しい高齢受給者証を発送する予定です。記載内容をご確認のうえ、医療機関等で受診の際は、被保険者証と一緒に窓口へ提示してください。問い合わせ／保険年金課（☎ 581-2121内線113～115）へ。

質問2. 国民年金の「付加保険料」とはどのようなものですか？
月々の定額保険料に加えて月額400円に付加年金が上乗せされます。この月額400円の保険料を付加保険料と申します。付加年金は200円×納付月数で計算され、2年以上受給すると支払った付加保険料以上の付加年金を受け取れます。

質問3. 将来、公的年金制度は破綻してしまうのではないかと心配ですが、大丈夫でしょうか？
付していただくことが条件となります（国民年金基金に加入している方は、付加保険料を納付していました）。
 なお、国民年金の定額保険料を納めた保険料は、確定申告の際に支給されます。納めた保険料は社会保険料控除の対象全額が「社会保険料控除」として認められています。

質問4. 年金手帳をなくしてしまったときはどうしたらよいですか？
たとえば、町の保険年金課に備え付けの年金手帳再交付申請書に記入していただき、年金手帳が申請者の自宅に郵送されます。

実施します！

◇狂犬病予防注射は毎年 犬の登録は生涯に一度

生後3ヵ月以上の犬の飼い主には、登録と狂犬病予防注射が義務付けられています。

登録は一度行えば生涯にわたり有効ですが、狂犬病予防注射は毎年1回受けなければなりません。

町と県獣医師会では、犬の登録と狂犬病予防注射と一緒に済ませることのできる「集合狂犬病予防注射」を次の日程で行います。どの会場でも受け付けますが、できるだけ自宅から最寄りの会場へお越しください。

なお、当日は多くの犬が集まりますので、かみつき事故防止のためにも、犬を押さえられる方が連れて来るようお願いします。

なお、当時は多くの犬が集まります。問診票へ記入のうえ、持参してください。

登録済みの犬

4月上旬にはがき（通知）を送付します。問診票へ記入のうえ、持参してください。

新規登録の犬

生活環境課に備え付けの申請書に必要事項を記入のうえ、会場へ持参してください。予防注射当日、会場でも申請書の配布を行います。なお、町公式ホームページからもダウンロードすることができます。

「犬の登録事項変更届」

次のようなときには「犬の登録事項変更届」が必要になります。

①犬の所有者が変わったとき

②犬の所在地が変わったとき

③飼い主の住所が変わったとき
※他の市町村から犬を転入させた方

は、集合注射の前に「犬の登録事項変更届」「鑑札の再交付申請」等の手続きを済ませてください。

「犬の死亡届」

犬が死亡したときには「犬の死亡届」の提出をお願いします。

「犬を飼うためのルール」

・鑑札と注射済票は、必ず犬の首輪などに装着する
 ・鑑札と注射済票を紛失したら再交付を受ける（鑑札1,600円・注射済票340円）
 ・犬の標識（シール）を門柱など人目につくところに貼る
 ・放し飼いはしない
 ※近所の方や犬嫌いの方には迷惑であり恐怖です。野犬と間違われる可能性もあります。散歩のときも必ずつなげないでください。
 ・主人に服従するようにしつけ、他人に迷惑（鳴き声・かみつき・悪臭）をかけないように責任を持ちましょう。

・フンの片付けは飼い主の責任です。
 注射会場でも飼い主が片付けてください。フンをしたら散歩に連れ出します。
 など、飼い方に新しいルールを作ります。
 ましょ。フンは必ず持ち帰り、他の人の土地・畑等にさせたり、埋めないとください。迷惑している人が大勢います。

不幸な犬を増やさないために

適正に繁殖制限しましょう。繁殖を希望しない場合は、獣医師に相談していき。去勢や不妊手術などを行ってください。



狂犬病予防関係手数料

内 容	登録済の犬	新規登録の犬
登録手数料	—	3,000円
注射済票交付手数料	550円	550円
集合狂犬病予防注射料	2,750円	2,750円
合 計	3,300円	6,300円

集合狂犬病予防注射日程

月 日 (曜 日)	時 間	場 所
4月14日(月)	9:30~10:45	桜沢コミュニティセンター
	12:30~14:45	J.A.ふかや用土支店
4月15日(火)	9:30~10:30	寄居運動公園駐車場
	11:00~11:30	折原いこい館
4月16日(水)	13:20~14:30	伊勢原公会堂前公園
	9:30~11:30	J.A.ふかや男衾支店
4月17日(木)	13:20~14:00	末野神社
	14:20~14:40	金尾公会堂
4月18日(金)	15:00~15:15	生涯学舎「やまとぴあ風布」前
	9:30~10:20	今市地蔵堂
	11:00~11:45	かわせみ荘隣保館前
	13:20~14:30	総合体育館・アタゴ記念館前
	9:30~10:10	岩崎公園
	10:35~11:15	寄居町教育委員会跡地(旧保健所西側)
	13:00~14:30	鉢形財産区会館

※上記の日程で登録・注射ができない場合は、動物病院で注射し、証明書を生活環境課へ持参し、注射済票の交付を受けてください。



・犬に限らず動物を捨てるごとに虐待することを禁止されています。
 問い合わせ／生活環境課（☎ 581-2121内線222）へ。